

平成29年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成29年12月5日(火)

東洋町議会

余 白

平成29年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成29年12月5日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君

平成29年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成29年12月5日(火) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第7号 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第33号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第7] 議案第34号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第8] 議案第35号 高知市及び東洋町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について

議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより平成29年第4回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間:午前9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として専決処分事項予算1件、条例2件、補正予算1件、その他2件の計6件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成29年8月から平成29年10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣4件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>おはようございます。提案理由に先立ちまして、若干のご報告を</p>

申し上げます。

本日、平成29年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、師走を迎え、何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月定例会後、衆議院総選挙や10月の2週続けての2つの台風通過など、諸行事への影響もございましたけれども、無事、本年最後の月を迎えております。

国政におきましては、衆議院議員総選挙後、ただちに国の補正予算の内容が議論をされてきたところでございます。また、新年度の予算編成に向け、税制改正などが大詰めを迎えておりますけれども、地方交付税などの地方一般財源総額の確保について、税制改正とともに、その動向を注視しているところでございます。

今議会への提出案件でございますが、9月28日付で総選挙経費として、専決処分をさせていただいております、一般会計の専決補正予算1件と本年度の一般会計補正予算案1件、条例改正案2件、その他の議案2件、合わせて6件の議案を提案させていただきます。

適切なご審議とご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

8の字ネットワークについてでございます。

四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟といたしまして、11月27日に、本年最後の高規格道路関係の要望活動に参加をして参りました。今回は、徳島、高知両県知事をはじめまして、阿南市から高知市までの15自治体、県も含めての自治体数でございます。52名の参加で、両県選出国會議員や、国土交通省等への要望活動を実施してきたところでございます。

東部自動車道では、平成32年度に、高知JCTから高知南IC間

の供用が予定をされているところでございます。南国安芸道路につきましては、高知龍馬空港ICから香南のいちICの間におきまして、本年7月に調印が執り行われております。

阿南安芸自動車道では、安芸道路での用地買収、用地境界立会が順調に進んでいると聞いているところでございます。また、奈半利から安芸間では、この9月に、計画段階評価のうち、道路計画に反映するためのアンケート調査が実施をされているところでございます。

このように8の字ネットワークの高速道路網は、四国東南部におきましても着実に進展を見せているところでございます。一刻も早く繋がるように、道路財源の拡充と予算獲得に向けまして、各自治体と連携して要望活動に取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、租税債権管理機構についてでございます。

昨年4月1日に設立をいたしまして、2年目となっております安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構の本年11月末日までの状況につきまして、ご報告を申し上げます。

別紙に市町村別執行状況の資料を配布してございますが、本町分の委託案件の徴収額は、676万3647円、徴収率は、29.0パーセントとなっております。

機構全体では、5433万5996円の徴収、42.2パーセントの徴収率となっております。

本年度の機構全体での目標は、平成28年度以上を念頭にいたしまして、収納率60パーセント、収納額7800万円を掲げておりますが、財産調査、差押、搜索、公売など滞納整理に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、税外債権の回収にも取組みを始めたところでございます。今後、不公平感の解消のために、滞納債権の困難事案の整理に、一層の努力を期待しているところでございます。

続きまして、訴訟報告についてでございます。

9月定例会終了後から現在までの応訴状況について、ご報告を申し上げます。

町が被告であります争訟案件は、平成22年度事業での川口地区造林事業の損害賠償事件、1件のみとなっております。

本件は、本年2月に、現職町議からの訴訟提起を受けまして、4回の公判を経まして、先月11月14日に棄却の判決があったところでございます。

裁判所の判決での結論といたしましては、被告が、町でございます。被告が違法に本件山林等の管理を怠っている事実が存するとはいえないから、原告の請求は理由がなく、棄却するほかない、となっているところでございます。

判決文全文につきましては、既に配布してございますので、ご参照いたします。

これまで約6年半の間でございますが、町として15件の住民訴訟などの裁判に対処してきたところでございます。常に複数の案件を抱えている行政状況が続いておりましたけれども、本件事案をもって応訴の継続件数は0件となったわけでございます。

現時点で、東洋町として、また、町長として被告という肩書きが消えて、裁判所や検察庁からもやっと解放された日を迎えております。

就任後、訴訟のない町の実現も、一つの目標ではございましたが、最後に添付してありますように、この7年間は、町政の歴史に

おきまして、様々な行政運営過程での後始末としての側面と、そのような役割の時期でもあったというふうに考えるところでございます。

執行部の責務として、行政上、引き継がなければならない訴訟案件もございましたけれども、職員OBの心強い協力も頂いて参りました。世代交代的な新陳代謝、体制的なことを除きましても、多くの時間と労力を割いてきたと実感しております。改めて感謝をしているところでございます。

また、議会におきましても、執行部の行政方針、あるいは、方向転換を緩やかに図っていく中で、普通に在るべき行政組織として、その再構築など、特に人事案件などにおきましても、議会議員の立場、また議会組織として、十分にご協力をいただいていたと感じているところでございます。

さらには、町全体の円滑な行政運営の確立の観点に立っていただきまして、現在まで、議会議員多数のご協力、ご理解を頂きましたことに、重ねて、厚く感謝を申し上げます。

結びとなりますが、本定例会が、本年最後の議会でございます。毎年のごとでございますけれども、翌年1月早々から、多くの諸行事が控えております。平成30年は、年明け早々の議会議員選挙の日程もでございます。

光陰、矢の如しと申しますけれども、月日、歳月の経つ、その流れの速さを改めて実感する時節でもございます。

皆様におかれましては、年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶、ご報告といたします。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番、平山照生君、並びに、3番、高島俊彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委員長

(高島議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

平成29年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。

12月1日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日5日から12月8日金曜日までの4日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日5日の本会議散会後から、議案審査のため休会、8日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

一般質問の通告期限は、本日、5日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、6日水曜日正午までとする。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月8日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます

よって、会期は、本日から12月8日までの4日間と決定しました。

日程第3、承認第7号、専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第8、議案第35号、高知市及び東洋町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてまでの6件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長

<p>町長</p>	<p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>それでは、ご提案申し上げます。</p> <p>承認第7号でございます。専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成29年12月5日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>去る9月28日に衆議院が解散となりまして、10月22日、総選挙となりました。選挙事務にかかります経費が早急に必要となりましたので、一般会計補正予算を平成29年9月28日に専決処分とさせていただきます。</p> <p>歳入歳出それぞれ470万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億1399万2千円と定めております。</p> <p>歳入では、県支出金を計上しております。</p> <p>歳出では、総務費の衆議院議員選挙費を追加し、計上をいたしております。</p> <p>なお、内容については、総務課長が説明いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号でございます。</p> <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて</p>
-----------	---

て、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を
求める。平成29年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非
常勤職員に関する育児休業期間の延長を改正しようとするもので
ございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたしま
す。

4 ページでございます。

議案第32号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、
議会の議決を求める。平成29年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。

本年8月8日、人事院は、国家公務員の給与の改定を勧告をい
たしております。官民格差等に基づく給与水準の改正のため、俸給
表を引き上げるとともに勤勉手当について、年間支給月数を0.1ヶ
月分引き上げることとし、これらの改正措置を平成29年4月に遡及
して適用するものでございます。

また、上記とは別に、本年4月1日から給与を県から国準拠に切
り替えております。給料表の切替によります差額の支給期間につき
まして、附則の改正をしようとするものでございます。なお、内容に
つきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第33号、平成29年度東洋町一般会計補正予算第3号を
定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議
会の議決を求める。平成29年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ4158万4千円を追加し、予算総額を歳入歳

出それぞれ32億5557万6千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債を計上をいたしております。

歳出では、勧告などに伴う人件費、施設等整備基金及び防災対策加速化基金への積立金、庁舎の維持修繕料、廃止路線代替バス運行費補助金、在宅介護手当、稲作部会補助金、教育委員会LGWAN対応委託料などを計上をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第34号でございます。

東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第7項の規定によりまして、議会の議決を求める。平成29年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。

本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成28年度から平成32年度までの計画を策定しておりますけれども、この度、変更が生じたので、今回、計画を変更し、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、高性能林業機械購入費負担金及びゴミ収集運搬車購入費を追加をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第35号でございます。

高知市及び東洋町におけるれんけいこうち広域都市圏形成の連携協約の締結に係る協議について、地方自治法第252条の2第1項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。

<p>議長</p>	<p>高知市との間におきまして、れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、承認第7号について説明をいたします。</p> <p>専決第1号の予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第31号についてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、非常勤職員のための育児休業等に関する改正となっております。</p> <p>議案関係資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>(議案関係資料に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第32号についてご説明いたします。</p> <p>(議案関係資料、新旧対照条文に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第33号についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p>

議長	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第34号についてご説明いたします。</p> <p>議案関係資料の9ページをご参照ください。</p> <p>(議案関係資料に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第35号についてご説明いたします。連携こうち広域都市圏の形成に係る連携協約では、高知県内の全市町村で連携中枢都市圏を含んだ圏域を形成し、国、及び県の財政支援を受けながら全県的な取組を行うれんけい高知広域都市圏を形成することとしております。</p> <p>県内では、連携中枢都市であります高知市長が、高知市議会9月定例会で連携中枢都市宣言を行っております。</p> <p>議案関係資料の10ページをお願いいたします。</p> <p>(議案関係資料に基づき説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終了しました。</p> <p>以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで、お諮りします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため8日午前9時から再開したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>
----	---

本日は、これにて散会します。どうもお疲れ様でした。

次回の議会放送は、8日午前9時から放送いたします。

これにて、議会放送を終了いたします。

(散会時間:9時57分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員